



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年3月3日金曜日 第2853号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（人事課）... 102
 愛媛県県立高等技術専門学校運営規則の一部を改正する規則.....（労政雇用課）... 103

告 示

漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....（水産課）... 104
 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 104
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 105
 介護員養成研修事業者の指定.....（中予地方局地域福祉課）... 105
 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 105
 道路の供用開始（県道長浜中村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 105
 道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）.....（ " ）... 105

正 誤

平成28年11月29日付け第2829号外1別記（政治団体の収支報告書の要旨の公表）中.....（選挙管理委員会）... 106

規 則

○愛媛県規則第1号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月3日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則で「災害」、「補償」、「職員」、「通勤」、「実施機関」、「認定委員会」、「補償基礎額」、「福祉事業」又は「審査会」とは、それぞれ条例第1条、第2条、第2条の2第1項、第3条第1項若しくは第3項、第5条、第17条又は第18条第1項に規定する災害、補償、職員、通勤、実施機関、認定委員会、補償基礎額、事業又は審査会をいう。</p> <p>（日常生活上必要な行為）</p> <p>第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び _____ 下に掲げる者（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）</p> <p>ア・イ 省略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則で「災害」、「補償」、「職員」、「通勤」、「実施機関」、「認定委員会」、「補償基礎額」、「福祉事業」又は「審査会」とは、それぞれ条例第1条、第2条、第2条の2第1項、第3条第1項、<u>第4条第1項</u>、第5条、第17条又は第19条第1項に規定する災害、補償、職員、通勤、実施機関、認定委員会、補償基礎額、事業又は審査会をいう。</p> <p>（日常生活上必要な行為）</p> <p>第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び <u>職員と同居している</u> 下に掲げる者 _____ の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）</p> <p>ア・イ 省略</p>

(所在不明による支給停止の申請等)

第11条 条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法第35条第1項又は第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金の支給の停止を申請する場合にあつては、遺族補償年金支給停止申請書(様式第15号)を、遺族補償年金の支給停止の解除を申請する場合にあつては、遺族補償年金支給停止解除申請書(様式第16号)及び年金証書(様式第12号)を実施機関に提出しなければならない。

2 省略

(年金証書)

第12条 実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書()を交付しなければならない。

2・3 省略

(届出)

第16条 年金たる補償を受ける者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合ア・イ 省略

ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき(条例第12条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。)、又は同()に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなつたとき(55歳以上であるときを除く。)

2・3 省略

様式第5号(第8条関係)

省略

省略

省略	省略	
	年金証書の番号	省略
	省略	

[注意事項] 省略

様式第12号(第11条 第14条、様式第5号 様式第9号、様式第11号、様式第13号 様式第16号、様式第20号関係) 省略

(所在不明による支給停止の申請等)

第11条 条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法第35条第1項又は第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金の支給の停止を申請する場合にあつては、遺族補償年金支給停止申請書(様式第15号)を、遺族補償年金の支給停止の解除を申請する場合にあつては、遺族補償年金支給停止解除申請書(様式第16号)及び年金証書()を実施機関に提出しなければならない。

2 省略

(年金証書)

第12条 実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書(様式第12号)を交付しなければならない。

2・3 省略

(届出)

第16条 年金たる補償を受ける者は、次に各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合ア・イ 省略

ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき(条例第12条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。)、又は条例第12条第1項第4号に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなつたとき(55歳以上であるときを除く。)

2・3 省略

様式第5号(第8条関係)

省略

省略

省略	省略	
	年金証明の番号	省略
	省略	

[注意事項] 省略

様式第12号(第12条 関係) 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第2号

愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月3日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第1条関係）						別表（第1条関係）					
名 称	職業訓練 の種類	訓練 課程	訓 練 科	訓練 定員	訓練 期間	名 称	職業訓練 の種類	訓練 課程	訓 練 科	訓練 定員	訓練 期間
省略						省略					
愛媛県立宇 和島高等技 術専門校	普通職業 訓練	短期 課程	住まいづくり木	省略		愛媛県立宇 和島高等技 術専門校	普通職業 訓練	短期 課程	木工クラフト科	省略	
			工科						省略		
			省略						省略		

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第200号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成29年 3 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成29年 3 月 3 日から16日まで

○愛媛県告示第201号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成29年 3 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成29年 3 月 3 日から16日まで

○愛媛県告示第202号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成29年 3 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

深井 A

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 8 号までを順次結んだ線及び標柱 8 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
大洲市	阿蔵	フカ井	甲709番 1	1 号
			甲805番 1	2 号
			甲810番	3 号
			乙144番 1	4 号
		フカ井	甲720番	5号、6号
			甲714番 1	7 号
			甲711番 1	8 号

深井 C

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱20号までを順次結んだ線及び標柱20号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱	
大洲市	阿蔵	フカ井	甲724番 1	1号、2号	
			乙145番	3号	
			乙152番 1	4号	
			甲795番	5号	
			乙162番	6号	
			乙163番 1	7号	
			甲908番	8号	
			甲914番	9号	
			乙165番 5	10号	
			甲923番 4	11号	
		ハコザキ	フカ井	甲771番 1	12号
				甲758番 3 地先	13号
				甲745番 1	14号
				甲741番	15号
				甲739番 1	16号
			ハコザキ	甲740番 1	17号
				甲787番	18号
				甲788番 2	19号
				甲730番 6	20号

鹿野川（A）（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和52年 3 月愛媛県告示第336号）

鹿野川（A）の項で指定した標柱1号と標柱2号を結んだ線、標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱6号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
大洲市	肱川町山鳥坂	152番	6号
		277番1	7号、8号
		277番6	9号

田口A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線、標柱9号と標柱1号を市道今出線東側官民境界線、市道内山線南側官民境界線及び市道河内線西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
大洲市	田口	河内	乙451番3	1号
			乙451番1	2号、3号、4号
			乙452番	5号、6号
		長尾 白方	乙453番1	7号
			甲2373番7	8号
			甲2371番	9号

○愛媛県告示第203号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 3月 3日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）

○愛媛県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月 3日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲1837番18から 同町下須戒甲1873番地先まで	平成29年 3月 3日

○愛媛県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月 3日

愛媛県知事 中村 時 広

- 2 作業期間 平成29年 3月 1日から
31日まで
- 3 作業地域 新居浜市萩生

○愛媛県告示第204号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成29年 3月 3日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 定 日
一般社団法人 日本介護職業能力育成 機構	松山市宮西三丁目4番 40号	介護職員初 任者研修課 程	平成29年 2月22日

○愛媛県告示第205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松野町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 3月 3日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	坂 本 浩	北宇和郡松野町大字松丸260番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	阪 本 壽 明	北宇和郡松野町大字奥野川965番地

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂4260番から 同町山鳥坂4258番まで	平成29年 3月 3日

正 誤

○正 誤

平成28年11月29日付け第2829号外 1 別記（政治団体の収支報告書の要旨の公表）中

ページ	箇 所	誤	正
39	左段 上から47行目 (追加)		政治団体の名称 山上芳子後援会 報告年月日 H28. 3 . 25 1 収入総額 0 円 2 支出総額 0 円
43	左段 上から 4 行目 臼坂均後援会の項	政治団体の名称 臼坂均後援会 報告年月日 H28 . 3 . 23 1 収入総額 0 円 2 支出総額 0 円	(削除)
55	左段 上から11行目 黒河達也後援会の項	政治団体の名称 黒河達也後援会 報告年月日 H28 . 1 . 29 1 収入総額 0 円 2 支出総額 0 円	(削除)
58	左段 上から42行目 白石勝也後援会の項	政治団体の名称 白石勝也後援会 報告年月日 H28 . 1 . 28 1 収入総額 10,821 円 前年繰越額 10,821 円 2 支出総額 5,000 円 3 翌年繰越額 5,821 円 4 支出の内訳 経常経費 5,000 円 備品・消耗品費 5,000 円	(削除)
62	左段 上から26行目 高橋章哲後援会の項	政治団体の名称 高橋章哲後援会 報告年月日 H28 . 10 . 31 1 収入総額 978 円 前年繰越額 978 円 2 支出総額 0 円 3 翌年繰越額 978 円	(削除)
63	左段 上から22行目 田中剛後援会の項	政治団体の名称 田中剛後援会 報告年月日 H28 . 3 . 24 1 収入総額 0 円 2 支出総額 0 円	(削除)
64	左段 上から48行目 中西さとの後援会の項	政治団体の名称 中西さとの後援会 報告年月日 H28 . 3 . 23 1 収入総額 0 円 2 支出総額 0 円	(削除)
69	右段 上から20行目 松山市医師連盟の項	政治団体の名称 松山市医師連盟 報告年月日 H28 . 3 . 14 1 収入総額 0 円 2 支出総額 0 円	(削除)
72	左段 上から56行目 山上芳子後援会の項	政治団体の名称 山上芳子後援会 報告年月日 H28 . 3 . 25 1 収入総額 0 円 2 支出総額 0 円	(削除)
72	右段 上から38行目 山本昭義後援会の項	政治団体の名称 山本昭義後援会 報告年月日 H28 . 2 . 22 1 収入総額 0 円 2 支出総額 0 円	(削除)